

資料 3

政務活動費から支出する人件費(補助員などに賃金等として支払われる経費)に関する指定都市調査
R3.6.1時点

(1) 上限額や按分率等の設定について		政務活動費 支給月額	
設定あり (9市)	仙台	・政務活動に関する事務以外に従事している場合は、勤務日数・時間などの実態に合わせ、経費を按分。	35万円
	千葉	・賃金月額8万円(年額96万円)までは3/4按分、それを超える場合は1/2按分。 ※ 住民監査請求の監査結果に基づき規定	30万円
	新潟	・月毎の総従事時間に対する政務活動従事時間の割合に応じて按分。ただし、上限1/2。 ※ 議長の私的諮問機関として設置した政務活動費検討会(構成委員は各会派選出議員)での検討を経て、H30年3月に指針を改正し制限を設けた。	15万円 ※無所属 12万円
	名古屋	・人件費は、政務活動の実態に応じ、按分(専ら政務活動のために雇用した職員及び勤務実績表等により政務活動とそれ以外の活動に従事した実態が明確に区別できる職員に係る人件費を除く。)して支出しなければならない。上限は補助員1人当たり月額25万円。	50万円
	京都市	・人件費及び事務所費の支出合計額は、政務活動費交付額の8割相当額が上限。 ・他の活動にも従事させる場合、調査研究活動等への従事時間、日数等に応じた割合等により按分。按分割合を求め難い場合、当該補助職員に係る人件費の全額の2分の1を上限。 ※ 用途の透明性の向上等を図るため、「政務活動費取扱要綱」及び「運用に関する基本指針(京都市会運営委員会決定)」の改正を行いH29年度交付分から適用。	40万円 1会派 14万円
	岡山	・議員事務所における職員の人件費は、全額を政務活動に用いたことが明らかにならない限り、50%で按分した額が限度。会派控室における人件費は、全額を認めている。	13万5千 円
	広島	・専ら政務活動に資する場合、按分による算定方法の適用はなし。 ・政務活動費として支出すべき実績の把握が困難な場合、時間などの実績又は実情を考慮した合理的な算定方法により、政務活動費として支出する額を算定。 ・政務活動とそれ以外の活動との区分が明らかでなく、実績の把握が困難である場合については、1/2を上限として充当できる。	30万円
	北九州	・按分率は雇用実態に応じて経費を按分。区分が出来ない場合は下記の取扱い。 ①私的業務に従事している場合は、経費全体の1/3にあたる金額を上限。 ②私的業務に従事していないが、政務活動の他に、それ以外の活動に従事している場合は、経費全体の2/3にあたる金額を上限。	35万円
	熊本	・人件費及び事務所費の支出総額上限はそれぞれ120万円。 ・県の最低賃金を下回らない。 ・短期雇用の賃金は*市役所臨時職員の単価を基準とする。(*現在、制度なし) ・支出に係る割合の算定 (1) 政務活動のみに係る場合は、1とする。 (2) 政務活動及びそれ以外の活動に係るそれぞれの数量が明確な場合は、これらの数量の合計数量で政務活動費に係る数量を除いて得るものとする。 (3) 活動に係るそれぞれの数量が明確でない場合は、これらの活動数分の1を上限とする。 (4) 議員が共同で支出した場合は、当該人数分の1とする。 (5) 前各号によらない場合も、合理的な根拠に基づくものとする。	20万円
設定なし (11市)	札幌、さいたま、川崎、横浜、相模原、静岡、浜松、大阪、堺、神戸、福岡		

…オレンジ色の網掛けは、本市よりも設定がより限定的な都市

(2) 親族の雇用や雇用人数等の制限について

制限あり (19市) うち人数 制限もあり (3市)	札幌	・配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一つにする者のいずれかに該当する者の雇用には、政務活動費を支出することはできない。 ※ 判例や他都市の実例などを研究し、策定。
	仙台	・配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一にする者のいずれかに該当する者の常勤雇用に要する経費は、支出の対象とはならない。
	さいたま	・配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。 ・会派及び会派に属する議員の政務活動のみを補助する政務活動員として届け出ができるのは、議員10名までは2名とし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。
	千葉	・配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一にする親族の雇用経費は対象外。
	川崎	・配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一つにする者のいずれかに該当する者の雇用には、支出不可。 ※ H20年4月1日改定の「政務調査費の運用指針」から当該内容について記載
	横浜	・配偶者等で生計を同一にしている親族を雇用する場合は政務活動費を充当できない。
	相模原	・親族の雇用については透明性の確保が難しいことから、充当を認めていない。 ※ 政務調査費の制度の時期から同様の取扱。
	新潟	・3親等以内の雇用経費は認めていない。 ※ 経緯は把握していないが遅くともH23年3月改正の運用指針には、すでに制限あり。
	静岡	・会派控室において従事しない者の人件費(研修会の受付等の臨時職員を除く)は認めない。 ・生計を一にする親族の雇用に要する経費は認めない。(ただし、特別な理由があり、社会通念上妥当と判断される雇用形態に限り支出できる) ※ 経緯は不明だが、H21年4月時点の「政務調査費の手引き」には、既に規定。
	浜松	・3親等以内の親族または生計を一にする者の雇用は認められない。 ※ H26年度に、政務活動費の用途等について検討する「政務活動研究会」(正副議長及び会派代表者で構成する原則非公開の会議)にて協議して決定。
	名古屋	・親族を雇用する経費は、疑義が生じないよう雇用条件等を明確にすること。
	大阪	・議員が、配偶者等生計を一にする親族を補助職員として雇用することは社会通念上疑義を生じる恐れがあるため、政務活動費を充当することはできない。また人材派遣契約等の際は、実際に従事する職員が議員と生計を一にする親族の場合、政務活動費を充当することはできない。 ※ H25年3月「政務調査費」から「政務活動費」に改正する際に上記の制限を設定。
	堺	・議員と生計を一にしている者への支出は認めない。 ※ H25年5月定例会において、「運用指針に生計を一にする親族への支出を禁止する規定を設けるべき」との陳情書が提出され、他市の運用状況を勘案し議会力向上会議等で議論、H27年5月に運用指針を改正。
	神戸	・議員と同居する者、同一生計を営む者、配偶者、1親等の親族、直系血族及び兄弟姉妹への政務活動費の支出はできない。 ・政務調査員は、会派に所属する議員5人あたり1人配置できる。 ・事務員は、会派で2人まで雇用できる。 ・アルバイトの雇用期間は2か月を限度とし、更新できない。
	岡山	・生計を一にする家族及び生計を一にする親族の雇用は不適當。
	広島	・マニュアルで、政務活動費の支出が不適切な事例として「生計を一にする親族に対して支出した経費(賃金、事務所借上料、物品購入費等)」をあげている。
	北九州	・配偶者及び生計を一にする親族に対しては、政務活動費から人件費を支出することはできない。
	福岡	・生計を一にする親族の雇用は、生計への補填と誤解される恐れがあるため、認めていない。
	熊本	・3親等以内の血族及び生計を一にする者の雇用は、生計への補填等疑念を招く恐れがあるため認められない。 ・政務活動費での雇用人数は2人まで。
制限なし (1市)	京都	

…オレンジ色の網掛けは、本市よりも制限がより広範囲の都市